

よくある質問をまとめましたので参考としてください。

申し込みのスケジュールや注意点

Q：補助金のおおまかな流れを教えてください。

A：まず補助金の申請（申し込み）を行い、市から補助の決定を受けてから契約、工事を行います。 工事及び支払い完了後に実績報告を行い、市から補助金額の確定通知を受けます。その後に、補助金の交付申請を行い補助金が振り込まれます。

Q：既に販売店と契約書を交わしていますが、補助申請はできますか？

A：補助金を受けるには、事前に申請を行い交付決定を受けた後で本契約をする必要がありますので、質問の場合は補助対象となりません。なお、交付決定は申請から概ね2週間となります。

Q：年度をまたいでもいいですか。

A：申し込みから補助金の振込まで、単年度内で完了する必要がありますので、実績報告は遅くとも2月末までに行う必要があります。

Q：新築の家屋に補助対象システムを設置する予定ですが、契約から完成までが年度内に収まりませんが。このような場合は補助金を受けられますか。

A：申し込みから補助金の振込まで、単年度内で完了する必要があります。

Q：年度内で完成する予定で申し込んだ後、工期が伸びてしまった場合は補助は受けられますか？

A：実績報告が2月末に間に合わなかった場合は、補助金を受け取れません。また、申請の取り下げをしていただくこととなります。

Q：申請をした後で、見積もりと異なる契約を行いました。補助対象となりますか？

A：補助申請書の内容を条件に交付決定をします。内容が変わる場合は、速やかにご連絡ください。対象の機器や、費用等が変わることで、補助が出なくなることがあります。内容により、変更申請書または、取下申請書を提出することとなります。

Q：設備を更新（買替）する場合は、補助は受けられますか？

A：設備の更新（買替）も補助を受けられます。ただし、この補助金を活用して設置した設備は対象外です。

住居の条件

Q：住宅と店舗が一体となった住宅ですが、補助の対象となりますか？

A：補助の対象となります。ただし、住居部分と店舗や事務所などの電気の使用割合等を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。また、補助対象となった部分の支出は、税務申告における事業所得等の必要経費とはなりません。

Q：私の住居は父母との2世帯住宅ですが、それぞれの世帯で蓄電池を購入した場合、補助金の対象となりますか？

A：各補助対象システムについて、1住宅につき1度だけ補助金の交付対象となりますので、複数世帯の申請はできません。

Q：借地・借家への設置は対象となるか？

A：自ら所有することが条件となっているため、対象とはなりません。

（恵那市太陽光発電設備設置費補助金交付要綱第4条第2項）

住宅用太陽光発電設備

Q：太陽光パネルの増設も補助対象となりますか？

A：FIT を利用されていなければ対象となります（卒 FIT を含む。）が、発電する電力の30%以上を自家消費とすることが条件となります。既存設備と同一系統に接続した場合は、「既存+増設」の太陽光発電設備が発電した30%以上

を自家消費すること、既存設備と別系統に接続した場合は、増設分の太陽光発電設備が発電した 30%以上を自家消費してください。なお、これらの 30%以上を自家消費するということを示す計画書の提出が必要です。ただし、この補助金を受けて設置した設備への増設は対象外となります。

Q：太陽光パネルの発電能力は 5kW ですが、パワーコンディショナーの能力は 4.95kW です。この場合の補助金はいくらになりますか？

A：発電能力によって補助金を決定しますので、ご質問の場合は能力の低いパワーコンディショナーの方で計算します。4.95Kw の場合は小数点を切り捨て、4Kw として計算し、補助金額は 70,000 円×4kW の 280,000 円となります。

Q：太陽光発電設備のパワーコンディショナーと蓄電池が一体となったハイブリッド蓄電池を購入した場合、どちらの費用としますか？

A：蓄電池の費用として計算します。

Q：1kWあたりの工事費を含む税抜き金額が7万円未満の場合、補助金額はどうなりますか？

A：7万円と1kWあたりの工事費を含む税抜き金額を比較して少ない方の金額（千円未満切り捨て）を補助金額とします。

Q：FIT を利用していないことの確認書類が実績報告時に電力会社からまだ発行されず、発行まで時間を要する見込みの場合はどうすれば良いか？

A：非 FIT 契約を申し込んだことがわかる、電力会社などへの契約申込書の写しを提出してください。

定置用蓄電池システム

Q：蓄電池に係る補助金額の算出方法が2種類ありますが、何が違いますか？

A：県の補助金を活用したものと、恵那市の単費で行うものとで分かれています。どちらの対象になるかは、別紙「補助金該当チェックシート」のフローチャートを見てください。なお、蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の3分の1の額の補助となるものが、県補助を利用しており、根拠となる市の要綱名は「太陽光発電設備等設置費補助金要綱」、1kWh あたり3万円の補助となるものの市の要綱名は「住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金」となり、それぞれで様式が分かれていますのでご注意ください。

Q：蓄電池の能力について、カタログ上では様々な数値が記載されていますが、どの数値が補助金の基準となりますか？

A：定格容量（蓄電池に蓄えることができる電気の量）を基準とします。ただし、この数値がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、蓄電容量を用いることも出来ます。両方が不明の場合は、ご相談ください。

次世代自動車充給電システム

Q：電気自動車から家電に電力供給ができる装置を購入しました。ただし、電気自動車の充電については、別のケーブルを使用しています。これは補助対象となりますか？

A：補助対象となるものは、電気自動車と住宅を接続し、電気自動車を蓄電池として使用できるとともに電気自動車への充電器としても使用できる V2H と呼ばれる装置ですので、質問の場合は対象となりません。

Q：自動車充給電システムの導入にあたって国の補助金を申請しますが、市の補助金も重複して受け取れますか？

A：国の助成を受けたものであっても、市の補助金を受け取れます。

Q：電気自動車を個人で購入しましたが、販売店のローンを活用したため、車検証上の名義が販売店となっています。この場合は補助対象となりますか？

A：原則として、電気自動車を自己所有していることが、補助の条件でありその確認を車検証の所有者名義で行います。質問の状況では、ローンであっても一括購入者と同じ所有形態であるため、補助対象とします。ただし、ローンが終了後に所有権が移転することが証明できる契約書等を確認させていただきます。なお、すでにローンが終了している場合は、名義変更を行ったうえで車検証の写しを提出してく